

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。

◎:各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項

○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項

△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
									制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
020827017	2年 8月27日	2年 10月6日	2年 10月27日	官民間取引の標準様式の制定とデジタル化・オンライン化の推進	官民間の取引において、契約分野ごとに標準様式を定め、国の出先機関や自治体ごとの専用の様式を用いる場面を極力削減してはどうか。専用様式を掲げる場合であっても、標準様式での提出を可能としてはどうか。また、押印についても原則廃止としてはどうか。 官民間の取引に伴う各種の書面について、国・自治体は、民間事業者が電子媒体での提出を希望する場合にこれを拒んではならないこととしてはどうか。	商取引における文書の電子化は導入コストが低下してきており、普及が進んでいる。しかし、依然として紙の取引は多く、電子文書が主流の商習慣に移行するにはほど遠い状況である。 障壁のひとつが、官民間の取引(国・自治体とも)に関する文書と考えられる。官公庁の取引が紙文書を前提とした取引になっており、かつ、請求書・納品書等も専用様式を利用することが求められていることが多く、民間事業者は民間取引だけで文書を電子化することのメリットを享受しにくい。 上記の対応により、民間企業の全国的な商習慣の変革にもつながることが期待される。	日本IT団体連盟	行政改革推進本部事務局 総務省 財務省	【行政改革推進本部事務局】 規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行うこととされています。 【総務省】 地方公共団体の長への規則等 【財務省】 地方公共団体における入札・契約に関わる書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められているものであり、押印についても国の法令において義務付けられているものではない。また、当該書類について電子媒体による提出の支障となる国の法令上の規定はありません。 【財務省】 ・国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。)は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみです。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。	【行政改革推進本部事務局】 なし 【総務省】 地方公共団体の長への規則等 【財務省】 ・国の契約に関する文書(請求書、納品書を含む。以下、同じ。)は、会計法令上、特定の様式を定めていません。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみです。 ・国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみですが、電子契約書の場合、押印は不要です。	【行政改革推進本部事務局】 【総務省】 【財務省】 【総務省】 【財務省】	【行政改革推進本部事務局】 当事務局では、各府省及び独立行政法人における、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを推進しております。なお、様式の統一については、実務への影響を踏まえ、別途検討が行われるべきものと考えられます。 【総務省】 地方公共団体の入札手続における競争入札参加資格審査申請書の標準書式について、今年度内に作成することとしている。なお、この標準書式における押印の取扱いについては、原則押印を不要とする方向で検討を進めています。 【財務省】 国の契約に関する文書について、会計法令上、特定の様式を定めていません。そのため、必ずしも「専用の様式」による必要はなく、事業者独自の様式で提出することは、制度上可能です。 国の契約に関する文書において、会計法令上、押印が必要なのは契約書のみです。ただし、電子調達システムを用いて電子的に契約書を作成することも可能であり、その場合、押印は不要です。また、電子調達システムを用いることで、契約書の他、請求書等を電子的に作成し、提出することが可能です。	